



# 早期発見と見守り・支援で高齢者と障がい者を虐待から守る

◆高齢者・障がい者の介護に関する相談／虐待の通報先  
健康福祉課 ☎85-7790  
◆高齢者の介護に関する相談  
町地域包括支援センター ☎85-3002

高齢者や障がい者への虐待は、大きな社会問題になっていきます。この背景には、認知症や障がいに対する理解不足や、家族の介護疲れなど、さまざまな要因があります。

## こんなことが虐待になります

- ◆身体的虐待  
暴力をふるい体に傷や痛みを負わせること、身動きがとれない状態にすること  
(例) たたく、蹴る、縛り付ける、無理やり食事を口に入れる
- ◆性的虐待  
無理やり(または同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること  
(例) 人前でおむつを交換する、下着のまま放置する、わいせつな行為をする(させる)
- ◆経済的虐待  
本人の同意なしに財産や年金、貸金などを使うこと。また、理由なく金銭を与えないこと  
(例) 不動産や年金、預金を勝手に使う、必要な金銭を渡さない

◆心理的虐待  
侮辱や拒絶の言葉・態度で、精神的な苦痛を与えること  
(例) 怒鳴る、悪口を言う、子ども扱いする、意図的に無視する、心理的苦痛を与える



◆介護や世話の放棄、放任  
食事や入浴、洗濯、排せつ物などの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させること  
(例) 食事を与えない、入浴させない、病院を受診させないなど



◆虐待の原因の一つは介護者の心身の疲労は、虐待の主な原因の一つです。介護は長期にわたることが多く、また「自分(たち)でやらなければ」と、家族だけで全てを抱えこもうとする場合が少なくありません。介護者の負担が限界に達したとき、虐待という結果を招くこととなります。

「高齢者虐待ネットワーク」で虐待防止へ  
町では「高齢者虐待防止ネットワーク」を設け、各関係機関の連携を強化し、高齢者虐待防止の支援方法の構築に取り組んでいます。

民生委員児童委員、自治会、老人クラブ、保健福祉事務所、医療機関、警察署、社会福祉協議会、地域包括支援センター、町などの機関で構成されています。

「高年齢者虐待ネットワーク」で虐待防止へ  
町では「高年齢者虐待防止ネットワーク」を設け、各関係機関の連携を強化し、高年齢者虐待防止の支援方法の構築に取り組んでいます。

サポートを上手に利用しましょう  
虐待をしている本人には、虐待をしているという認識がない場合が多いです。虐待されている側も、介護してくれている家族をかばうこと、また、虐待されている事実を周囲に知られたくないといったことが少なくありません。介護をしている人は、悩みや心配ごとを一人で抱えこまないでください。専門機関や相談窓口を上手に活用しながら、介護を続けていきましょう。

周囲の気付きと通報がみんなを救います  
虐待を防ぐには周囲の早期発見が重要です。守秘義務により、通報者名とその内容は守られますので、虐待を発見したときや、虐待かもしれない疑いを持ったときには、すぐに通報してください。



# 平成28年4月入園 町立認定こども園・保育園 幼稚園児を募集します

## 認定こども園・保育園

申し込みが必要となるのは、平成28年度に初めて対象乳幼児の入園を希望する場合です。在園児については、通園している園に就労証明書、税務資料などの関係書類を提出してください。

**対象** 5か月～5歳児(平成22年4月2日～27年11月1日生まれ)で、乳幼児の保護者のいずれもが、次の項目のいずれかの事情にある場合

- 就労している場合
- 出産・病気・負傷・心身に障がいがある場合
- 長期にわたる病人や心身に障がいのある人の介護を保護者が常時行っている場合
- 火災・風水害・地震などの災害に遭い、その復旧までの間保育ができない場合
- 求職活動(起業準備を含む)をしている場合

○就学している場合  
○虐待やDVの恐れがある場合  
○教育標準時間入所を希望する1号認定の子どもを持つ(従来の幼児学園の幼稚園に入所を希望する)場合

**保育時間** 次の時間中、保育・教育が必要な時間  
月～金曜日 7時30分～18時30分

**申込方法** 入所申込書など必要事項を記入し、入園希望の認定こども園または保育園に提出してください。申込書は認定こども園、保育園、子育て支援課で10月15日(木)から配布します。

**受付期間** 11月2日(月)～20日(金)  
※受付期日を過ぎてからの応募は、2次選考の対象となります。

**提出書類**  
・支給認定申請書兼保育所等入所申込書  
・事業所からの就労証明書(病気や出産の場合は、医師の診断書など)



・児童健康調査票  
・保育を必要とする事由を証明する書類(1号認定子どもは提出不要)

・保護者の平成27年度県民税・市町村民税課税(非課税)証明書など(27年1月1日現在で町内に居住していない方が対象。また、同一世帯で収入のある家族がいる場合は、その分も必要)

※書類に不備、不足がある場合は、受け付けできません。

**後日提出書類** 保護者の平成28年度県民税・市町村民税課税(非課税)証明書など(28年1月1日時点で町内に居住していない方が対象。同一世帯で収入のある家族がいる場合は、その分も必要)

**その他** 家庭の事情により5月以降に入園を希望する場合は、入所申込書に資料を添付し、入園希望月の前月15日までに希望する認定こども園・保育園へ提出してください。

## 幼稚園

該当する児童 3～5歳児(平成22年4月2日～25年4月1日生まれ)

※幼児の保護者が町内在勤の場合も入園できます。

**保育時間** 月～金曜日の8時30分～14時

**預かり保育時間**  
幼稚園では預かり保育を実施し、働く家庭を支援しています。

- ・通常 14時～16時30分
- ・延長(必要に応じて実施) 早朝 7時30分～8時30分 夕方 16時30分～17時30分

**申込方法** 入園願書などに必要事項を記入し関係書類を添えて、入園希望の幼稚園に提出してください。願書は各幼稚園、子育て支援課で10月15日(木)から配布します。

**受付期間** 11月2日(月)～20日(金)

**提出書類**  
・入園願書  
・支給認定申請書  
・保護者の平成27年度県民税・市町村民税課税(非課税)証明書など(27年1月1日現在で町内に居住していない方が対象。同一世帯で収入のある家族がいる場合は、その分も必要)

**後日提出書類** 認定こども園・保

### 国の教育ローン

高校、大学などへの入学時や在学中に係る費用を対象とした公的融資制度です。詳細は、日本政策金融公庫ホームページ内「教育一般貸付(国の教育ローン)」を参照してください。(http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html)

**融資額** 子ども1人につき350万円以内  
**金利** 年2.15%の固定金利(6月10日現在)  
**返済期間** 15年以内(在学中は利息のみの返済でも可)

**照会先** 教育ローンコールセンター ☎0570-008656 (ナビダイヤル) / ☎03-5321-8656

- 育園に準じて提出してください。
- 照会先**  
□子育て支援課 ☎85-9595  
◎認定こども園  
□湯本幼児学園 ☎85-5444  
□仙石原幼児学園 ☎84-8386
- ◎保育園  
□宮城野保育園 ☎82-2543
- ◎幼稚園  
□温泉幼稚園 ☎82-2036  
□箱根幼稚園 ☎83-6159